

○社会福祉法人弘前市社会福祉協議会部会及び委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 18 年 3 月 1 日
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会規程第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）部会及び委員会規程に基づく部会及び各種委員会等出席者に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(委員等の種類)

第 2 条 前条に規定する部会及び各種委員会委員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本会部会及び委員会規程第 3 条第 1 項に規定する部会及び委員会委員
- (2) ふれあい相談所の弁護士・専門相談員・常勤相談員・相談員
- (3) 地区社会福祉協議会会長会議出席の会長
- (4) 青森県共同募金会弘前市共同募金委員会会議出席の地区社会福祉協議会会長
- (5) 愛の広場レクリエーションの集い運営委員会委員
- (6) 評議員選任・解任委員会委員
- (7) 法人の業務執行状況等の監査業務に当たった監事
- (8) 本会理事、監事及び評議員（前号を除く）
- (9) 本会部会及び委員会規程第 3 条の規定により臨時に設けた部会及び委員会の委員

(報酬及び費用弁償額)

第 3 条 前条各号に掲げる部会及び委員会委員等の報酬及び費用弁償額は、次のとおり支給する。

部会及び委員会委員等	報酬・費用弁償額(円)	
前条第 1 号の部会及び委員会委員		
本会部会及び委員会規程第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する部会委員	費用弁償	1 回 2,600
本会部会及び委員会規程第 3 条第 1 項第 4 号から第 11 号に規定する委員会委員	〃	1 回 2,000
前条第 2 号のふれあい相談所		
弁護士	報酬	2 時間 12,000
専門相談員(税理士・社会保険労務士)	〃	2 時間 8,000
常勤相談員	〃	1 日 4,000
相談員	費用弁償	1 日 3,000
前条第 3 号及び第 4 号の地区社会福祉協議会会長	〃	1 回 2,000
前条第 5 号の愛の広場レクリエーションの集い運営委員会委員	〃	1 回 2,000
前条第 6 号の評議員選任・解任委員会委員	〃	1 回 2,600
前条第 7 号の本会監事	報酬	1 日 8,000
前条第 8 号の本会理事、監事及び評議員(諸行事への参加も含む。)	費用弁償	1 回 2,600
前条第 9 号の臨時の部会及び委員会の委員	前条第 1 号の部会及び委員会委員に準じた額	

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。